総 社 市 立 維 新 小 学 校 い じ め 防 止 基 本 方

令和3年3月 改訂

χħ 閗 す る 珇 状 ح 課 題

- 児童はのびのび育っており、全体的に明るく素直である。異学年や幼稚園、地域の方とのふれあいも多い
- ・少人数であるため、教職員の目が行き届きやすい。 その反面、困ったことを自分から伝えることに苦手意識のある児童がみられる。

- ・教員集団も意見交換がしやすく、児童についての情報収集しとやすい。
 ・教員集団も意見交換がしやすく、児童についての情報収集しとやすい。
 ・保護者や地域は、学校教育に協力的で、学校に寄せる関心も高い。
 ・インターネット上でのトラブルは今のところはない。多くの家庭はインターネットを使用しており、スマートフォン・タブレット・携帯電話をもっていたり(家族の人のものを)使用したりする 児童も増加している

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事(生徒指導担当)以外にも各学年の教職員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問 題の解決のための取組を行う。また、インターネット等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や学級懇談を実施し、児童・家庭への情報モラルについての教育の推進を 図る
- 感を感じられる学校づくりを進める
- ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重占とかる取組>
- ついて考える週間」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る 「人権调間」や「いじめに

保護者・地域との連携 学 校 関係機関等との連携 <連携機関名> <連携の内容> じ 委 対 策 員 ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校の •総社市教育委員会 いじめ問題への取組について保護者の理解 <連携の内容> <対策委員会の役割> ・ネットパトロールによる監視、保護者支援の を得る ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検 証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々に児童の学校外での生活に関する見守りや情報 提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努め <対策委員会の開催時期> • 教頭 ・年3回開催(必要に応じて外部委員も参加) ・学校だよりや保健だよりに、いじめ問題等の <対策委員会の内容の教職員への伝達> 各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼 等で伝達. ・学級懇談等で、インターネット上のいじめの <構成メンバー> <連携機関名> 問題にふれ、意見交換や協議の場を設定す ·校外 ·総社警察署生活安全課 PTA会長 等 <連携の内容> ・人権教育参観日で、自他を尊重する大切さ を伝え、学校の保護者の理解を得る。 • 校内 情報交換 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、各担任、養護教諭、SC、SSW等 <学校側の窓口> 生徒指導主事

学 が 校 実 施 す る 取 組 (教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、ICTサポーターによる児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (児童今活動) 1 人権週間やあそぼうデーにおいて児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (だれもが行きたくなる学校づくり) 未 ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) 防 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年 ıΕ

職

員

教

(実態把握)

に応じて行う。

- ・児童の生活実態把握のためのアンケートを定期的に実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
 - ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

全

(情報共有)

2

期

発

見

3

の 対 処

- ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- (家庭への啓発)
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを学級だより等で配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

(いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- い (いじめられた児童への支援)
 - (いじめかがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導)
- め
 - 、いしめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。